○厚生労働省告示第二百五十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、第1のAの6の⑴の表又は7の⑴の表のエトフェンプロックスの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、さといも類、やまいも、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、キャベツ、わけぎ、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、もも、くり、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳に限る。）、キャプタンの項中第2欄に掲げる食品（小麦、ばれいしょ、その他のゆり科野菜、トマト、なす、かぼちゃ、ほうれんそう、りんご、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブルーベリー、ハックルベリー、ぶどう、かき、パパイヤ、マンゴー、アーモンド、乳及び干しぶどうを除く。）、ジョサマイシンの項中第2欄に掲げる食品、スペクチノマイシンの項中第2欄に掲げる食品（その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類に限る。）

、フェンブコナゾールの項中第２欄に掲げる食品（ペカン、牛の筋肉、牛の脂肪、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に限る。）及びプロピコナゾールの項中第２欄に掲げる食品（とうもろこし、ばれいしょ、かんしょ、さとうきび、だいこん類の根、かぶ類の根、西洋わさび、キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、チコリ、ピーマン、なす、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、みかん、日本なし、西洋なし、マルメロ、すもも（果梗（こう）を含む。）、キウィー、パイナップル、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、綿実、なたね、ペカン、コーヒー豆及びホップに限る。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成三十年七月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信